

①公益社団法人藤沢市医師会 経理規程の改正について（案）**【説明】**

経理処理の厳格化および適正化を目的とし、本来の年次決算に加え月次決算を毎月末毎に実施しているが、業務の多様化に伴い事務局業務量が増え続けている実情を鑑み、開催頻度を見直すもの。

【現行】

第44条 経理責任者は、毎月末毎に前条第1項1号の計算関係書類及びその他必要な書類を作成して、会長に提出する。

2 前項の計算関係書類等は、監事の監査を受けた後、理事会の承認を受けなければならぬ。

【改正案】

2 会長の指示により、前項の計算関係書類等は適宜監事の監査を受けた後、理事会の承認を受ける。

②公益社団法人藤沢市医師会 入会及び退会に関する規程の改正について（案）**【説明】**

藤沢市医師会の会員は、原則として神奈川県医師会および日本医師会にも加入するよう運用を行っていたが、規程に明文化されていないため対応を図る。但し公共医療機関の会員については職責としての義務的入会であることを勘案し、免除可能とする。但し本会役員等に就任する際は、神奈川県医師会および日本医師会に加入するよう運用のこととする。

【現行】**(入会手続き)**

第3条 この法人の会員になろうとする個人は、入会申込書（第1号様式）に、履歴書等の書類を添付してこの法人に提出した上、会長に医師免許証を提示しなければならない。

2 この法人への入会の可否は入会検討委員会の答申を経て理事会において決定する。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。

4 代議員会において特別に推薦された学識経験者については、前2項及び3項を省略することができる。

【改正案（第3条へ追記）】

5 この法人に入会するものは、神奈川県医師会および日本医師会に入会しなければならない。但し公共医療機関（藤沢市民病院、藤沢市保健所、神奈川県立総合療育相談センターおよび藤沢市保健医療センター）に勤務する会員については、入会検討委員会の答申を経て理事会において免除することができる。また本会役員等に就任する際は、神奈川県医師会および日本医師会に加入することとする。